

## 米国とTPP交渉参加国とのFTAでTRIPS協定の保護の水準を上回る規定の具体例

平成23年10月25日  
外務省

**特許**: TRIPS協定では関連規定はないが、豪、ペルー及びチリとのFTAは「特許発明の公表から特許出願するまでに認められる猶予期間(グレース・ピリオド)」を12ヶ月に定める。 ※我が国は6ヶ月。

**商標**: TRIPS協定では「視覚で認識できること」を商標の登録条件として要求できるとしているが、豪、ペルー及びシンガポールとのFTAは視覚によって認識できない標章(例えば音)を商標登録できるようにする旨を定める。  
※我が国はTRIPS協定の規定と同様。

**著作権**: TRIPS協定では著作権の保護期間を「少なくとも50年間」としているが、豪、ペルー、チリ及びシンガポールとのFTAは「少なくとも70年間」と定める。  
※我が国の著作権の保護期間は原則的に著作者の死後50年間。

**医薬品・農業用化学品関連**: TRIPS協定では医薬品・農業用化学品のデータ保護を定めるだけで具体的な保護期間について定めていないが、豪、ペルー、チリ及びシンガポールとのFTAには製品の製造・販売の承認に際し、先発品の申請者が提出した安全性等に関するデータを、承認後の特定期間、保護する旨を定めるものがある(医薬品は少なくとも5年、農業用化学品は少なくとも10年)。  
※我が国は医薬品に関して実質8年、農薬に関して15年。

**民事救済**：TRIPS協定では知的財産権の侵害に関する訴訟につき訴訟費用(弁護士費用については任意規定)の支払いを侵害者に命ずる権限を裁判所に与える義務を定めるが、豪、ペルー、チリ及びシンガポールとのFTAは「例外的な場合を除き」「合理的な」弁護士費用を敗訴者が負担する旨を定める。

※我が国は弁護士費用を敗訴者が負担する制度を採用していないが、実務上、不法行為訴訟において損害賠償を命ずる判決が言い渡される場合には、弁護士費用相当分は損害賠償額に含まれる。

**刑事手続**：TRIPS協定では著作権侵害につき権利者から告発がなくても職権で刑事手続をとることを可能にする(非親告罪化)規定はないが、豪、ペルー、チリ及びシンガポールとのFTAは著作権侵害を非親告罪化する旨を定める。

※我が国においては、著作権侵害については親告罪となっている。

**地理的表示(GI)**：TRIPS協定ではGI保護の具体的な制度を予断していないが、豪、ペルー、チリ及びシンガポールとのFTAはGI保護を商標によっても可能とする旨を定める。

※我が国はGI保護制度について国内制度設計を検討中。

**インターネット・サービス・プロバイダ(ISP)の責任制限**：TRIPS協定では関連規定はないが、豪、ペルー、チリ及びシンガポールとのFTAはISPに過剰な責任を課さないように、一定の場合にISPの損害賠償責任を制限する旨を定める。

※我が国は同趣旨の法制度を採っている(プロバイダ責任制限法)。